

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年7月21日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300030号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300008号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和60年3月15日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

昭和60年3月15日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和60年3月15日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年3月15日から同年4月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日は昭和60年3月15日と記録されているが、源泉徴収票及び雇用保険の記録における退職日は同年3月31日となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録、請求者から提出された給料明細及び昭和60年分給与所得の源泉徴収票並びに事業主の回答により、請求者は請求期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、上記給料明細により確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和60年3月15日から同年4月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否か

については、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300038号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300009号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成22年7月23日の標準賞与額を30万7,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月23日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月23日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月23日

A事業所から支払われた賞与のうち、請求期間に係る賞与の記録がない。賞与の振込みが確認できる預金通帳を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B事業所から提出された請求者に係る「平成22年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿」(以下「源泉徴収簿」という。)及び請求者から提出された預金通帳(写し)により、請求者は、請求期間においてA事業所から30万7,950円の賞与の支払を受け、当該賞与の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記源泉徴収簿により確認できる賞与額から30万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月23日の賞与に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和5年5月12日(受付)に年金事務所に対し提出し、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年7月23日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。